# 那霸市公報

# 第1448号

毎月2回 1,15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

# 目 次

# 規則

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)・・・・687
那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)・・・・・・・690
那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する 規則の一部を改正する規則(人事課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
告示
個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)・・・・・・・・・・693
平成 18年(2006年)12月那覇市議会定例会の招集について(総務課)・・・・ 693
個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)・・・・・・・・・・・693
個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)・・・・・・・・・・・694
公告
道路位置の指定及び変更・廃止について(建築指導課)・・・・・・・・・・694
那覇市物品購入等入札参加資格審査申請について(管財課)・・・・・・・・・・695
病院管理規程
那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程・・・・・・ 696
教育委員会規則
那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する 規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 選挙管理委員会告示

直接請求に要する選挙権を有	する者の数	について・・・・・・・	698
	Œ	誤	
那覇市公報第 1447 号の正誤・			• • • • • • • 698

規則

那覇市規則第55号

平成18年12月15日

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

退職手当支給額決定通知書									
	様	全	丰	月	日				
					印				
次のとおり支給	:します。								
所属									
退職時職名		氏名							
退職手当支給額		加算額							
所得税		市区町村民税							
県民税		住民税一括徴収							
共済貸付償還金		各種貸付							
その他控除額		控除額合計							
差引支給額		口座振込額							
適用条項									
金融機関名称									
口座種別		口座番号							
口座名義		•							

第2号様式を次のように改める。

# 第2号様式(第2条関係)

# 退職手当支給額計算書

氏名					生生	月日	Т					年齢			
所属		2.771						7.67							
退職事由		±	2田4	年月日	退職年月日										
近極争四		ν	K/11*	T/1 H	_		#	ИC	/444/	1 .				_	
		開始年月日	~#	~終了年月日 期 間			1	換算率 除算			鄭期間(0	)	年	月	
在職期間(A	)				年	月	┙	_		П	巅	売年数		年	月
前職期間(E	()				年	月		_	$\overline{}$	Ц	(A)	+(B)-(C	)	+	л
					年	月					所	専税期間	]		
/Law-Hollan					年	月						適	用条	項	
休職期間					年	月	T								
					年	月	T			П					
							7	Г	-		2.04	E 07.46			
	1		_				┨	ŀ				計月数	- 10		
	2		_		$\vdash$		+	1				こついて			
AND AND TO USE	3				-		+	ŀ				<b>松額の調</b>	验		
算定月数	4		_		-		+	1	3	興 江		進月数			
	5		_		-		$\dashv$	ŀ			(F	_	-		
	6				-		4	1		定年前早期退職者					
							╛	L	- 1	特例加算年数					
給料月額	Т	被額前	被	額目前目までは	n :	減額前	算	定	Τ,	when	NAMES SA	P.44		被額	前
減額前日	4	適用条項	Ħ	定基錢月數(1)	)	給料	表名	4	減額前給号給		$\vdash$	給料月	額		
	4				+			_	+		100		$\vdash$		
波額前特例定	年			額前特例加算 5000年#300年	额							基礎給			
前早期退職率 減額前給料	2		Æ	年前早期退職	+		_	_	_		小				
調整額			)AS	開前影響調整為	r					類前算定基礎給 月額 合計(E)					
	寸			and an electric					_				in.		
給料表名	+	給料級号給	給	料月額	31	定給料	라콩	名	算	定彩	洲	及号給	算	定給料	月額
	-														
	4				+			_	+-				$\vdash$		
特例加算定:	- 1		1	例加算額2								給料月			
前早期退職3	$\rightarrow$		_	前早期退職	4					_	計				
給料の調整	整.		敷	職調整額								給料月			
額	$\perp$				$\perp$				額	ê	計	(G)	L		
(E) × (D) +	(G)	$\times$ ((F) $-$ (D))		退職手当の	基本数	)(I) =	·祖	180	手当の	基本	:額()	的×自己	統合	の支給	割合
退職手当	$\overline{}$	101 011		自己都合	$\overline{}$				_			の基本		2478	2.4
基本額(H)	1			支給割合					額		_	(I)			
200 - 1 - 204 (17)				24910					104			147			

退職手当 翻遍用		月数	退職:	手当の 類	退職手当 (決定額		) 調整額 (J)	一般の額		(手当 +(J)		
月までの	支給)							904	(1)	. 07		
最低保	障額							一般の	り退り	最手当		
算定								額場	近保	障額		
付則第	18項に	よる加賀	<b>単額①</b>			Ι.	E給額② −般の退職	手当額	+①			
区分	退職用	<b>F得控除</b>	20 i	B職所得控	除額控除後	į.	課稅退職	所得額		所得種	Ž(3)	
	122 (442)	1144	-			_	211923231	4511446		01140		
退職所	得控除	後の基礎	額	市区町村民	税④		都道府県	民税⑤	)	住民程	说一括	徽収税⑥
			+									
7			0	3)			控除額(図	(图)合	#19	差引き	を給額	2-9
												Q
												Q)
								$\overline{}$				
受給者	住所							_	差额	類差引:	支給額	(I) — (I)
受給者	氏名											
Antin	+ 120 -1-	( mark)	No. by Application		E West Co.		E West Co.	۸ .				

第15号様式(裏)の注意事項の7中「資本」を「資本金」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 那覇市規則第56号

平成18年12月15日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように 改正する。

第60条第1項を次のように改める。

管理職手当、挟養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、一の給与期間に係るものをその給与期間の給料の支給日に支給する。

第60条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の 次に次の1項を加える。

2 通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び災害 派遣手当は、一の給与期間に係るものをその次の給与期間の給料の支給日に支給 する。

別表第4中「第55条の3関係」を「第55条の2関係」に改める。

別表第5中「第57条の9第5項関係」を「第57条の8関係」に改める。

## 付 則

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。ただし、別表第4及び別表第5の改正 規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市職員の給与に関する規則第60条第1項の規定にかかわらず、この 規則の施行前の給与期間に係る手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第18号) の一部を次のように改正する。

第10条中「第60条」を「第60条第2項及び第3項の規定」に改める。

\_\_\_\_\_\_

# 那覇市規則第57号

平成18年12月15日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

付則第6項中「新規則第33条の証明に基づき勤務成績が良好であると認める」を 削り、「に定める号給数」の次に「(第8項において「基準号給数」という。)」を加 え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、号給数が0となる職員は、昇給しない。付則第8項を次のように改める。

8 市長の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間 (当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となっ た日から同月31日までの期間。以下この項において「基準期間」という。)の6分 の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他市長の定める 職員の基準号給数は、第6項各号の規定にかかわらず、次の表の付則第6項各号に 掲げる職員の区分に応じ、同表の職員の区分により定める号給数とする。

職員の区分	基準期間の6分の	基準期間の6分の	基準期間の6分の3
	1以上6分の2未満	2以上6分の3未満	に相当する期間の
	に相当する期間	に相当する期間	日数以上の日数を
付則第6	の日数を勤務し	の日数を勤務し	勤務していない職
項各号に掲	ていない職員	ていない職員	員その他市長の定
げる職員の区分			める職員
付則第6項第1号に	3 <del>号</del> 給	2号給	0
掲げる職員	ロボロ	2 夕 水口	V
付則第6項第2号に	2 <del>号</del> 給	2号給	0
掲げる職員	2 夕	2 万 邓日	0
付則第6項第3号に	1 只必	1 只 公	0
掲げる職員	1号給	1号給	0

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告示

**那覇市告示第94号** 平成18年11月28日 掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 9 5 号 平成 1 8 年 1 1 月 2 9 日 掲 示 済

平成 18年(2006年)12月那覇市議会定例会の招集について

平成 18年(2006年)12月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 招 集 の 日 平成18年12月6日(水)

2 招集の場所 那覇市議会議場

**那覇市告示第98号** 平成18年12月1日 掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

\_\_\_\_\_\_

那覇市告示第 9 9 号 平成 1 8 年 1 2 月 1 日 掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

公 告

那覇市公告第 1 0 6 号 平成 1 8 年 1 1 月 2 4 日 掲 示 済

道路位置の指定及び変更・廃止について

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおりしたので、建築基準法施行規則第10条の規定により公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課にそなえて一般の縦覧に供する。

### 平成18年度道路位置指定(変更・廃止)

年月日	番号	道路位置指定の地名 ・ 地番	道路幅員 (m)	延 長 (m)	内 容
平成18年4月24日	1	那覇市繁多川5丁目279-10、279-12	4. 19m	29. 19m	変更・廃止
平成18年4月27日	2	那覇市真地232-2、242-7、242-9、230-3	4.01~4.25m	13, 17m	指定
平成18年7月10日	3	那覇市首里赤平町2丁目36番5	4. 20~4. 80m	46. 23 m	指定
平成18年7月10日	4	那覇市首里鳥堀町4丁目32-7、32-6、38-6	4.50m	61. 14m	変更
平成18年10月30日	5	那覇市字国場前原360番32	6.00m	31. 58m	指定

**那覇市公告第119号** 平成18年12月15日

### 那覇市物品購入等入札参加資格審査申請について

平成19年度及び平成20年度において、那覇市が行う物品の購入(一部リース業)及び製造請負並びに不用品売却に係る入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

# 1 申請条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。また平成19年度中に入札に参加させない期間が経過すること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあってはそれらの資格等を 有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の 営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税及び消費税を滞納していないこと。

- 2 申請書類(本市様式)及び記入要領の配付・受付
  - 平成19年1月15日(月)から (1)配付期間
  - (2)受付期間 平成19年1月24日(水)~2月9日(金)
  - 総務部管財課(那覇市役所・本庁4階) (3)場 所 申請書類は、那覇市のホームページからもダウンロードできます。
- 3 お問い合わせ先

那覇市総務部管財課 電話番号 直通 862 - 9904

# 病院管理規程

那覇市病院管理規程第19号

平成 1 8 年 1 2 月 1 日 公 布 済

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布 する。

> 那覇市病院事業管理者 市立病院長與儀實津夫

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程(平成15年那覇市病院管理規程第30 号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 6歳未満の乳幼児

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

# 教育委員会規則

**那覇市教育委員会規則第11号** 平成18年11月29日 公 布 済

那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会 委員長 仲村渠良雄

那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1小禄小学校の項中「字小禄1番地~130番地」を「字小禄1番地~125番地、127番地~129番地」に改め、同表宇栄原小学校の項中「4番地9~4番地12」を「4番地9~4番地11」に改め、同表上間小学校の項中「字上間120番地3~120番地6、124番地2、141番地~143番地」を「字上間120番地、124番地、141番地~143番地、598番地1」に改め、同表仲井真小学校の項中「397番地~598番地」を「389番地3、397番地~598番地」は上間小学校)」に改め、同表小禄南小学校の項中「字小禄131番地~155番地」を「字小禄126番地、130番地~155番地」に、「666番地~679番地、680番地~700番地」を「666番地~700番地」に、「750番地~751番地、753番地~793番地」を「750番地~793番地」に、「4番地13~4番地16」を「4番地12~4番地16」に改め、同表真地小学校の項中「389番地~396番地」の次に「(389番地3は仲井真小学校)」を加える。

別表第2石田中学校の項中「字上間120番地3~120番地5、124番地2、141番地~143番地」を「字上間120番地、124番地、141番地~143番地、598番地1」に改め、同表鏡原中学校の項中「750番地~751番地、753番地~765番地」を「750番地~765番地」に改め、同表仲井真中学校の項中「字上間144番地~598番地」の次に「(598番地1は石田中学校)」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第38号

平成 1 8 年 1 2 月 4 日 掲 示 済

### 直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会 委員長 瀬 良 垣 武 安

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 4,863人

2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 81,044人

3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 40,522人

正誤

### 那覇市公報第 1447 号の正誤

2006(平成18)年12月1日付け那覇市公報第1447号の上下水道局公告第9号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂	正	内	容
		訂正	前	i .	「 正 後
683	下から13行目	<u>平成18年</u> 1月 ~平成19年1月	` '		5 1月4日(木) 9年1月31日(水)